大阪府地域防災計画（原子力災害対策編）修正案　新旧対照表

資料３－２

| 大阪府地域防災計画　原子力災害対策編（令和４年１月修正） | 今回修正 |
| --- | --- |
| 第１章　総則  第７節　原子力災害対策重点区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施  〔注記〕  本編における用語について  （略）  警戒事態・・・・・その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異  常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリングの準備等を開始する必要が  ある段階のこと。  施設敷地緊急事態・・原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設  周辺において緊急時に備えた屋内退避等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階のこと。  全面緊急事態・・・原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を  回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階のこと。  （略）  第２章　原子力災害事前対策  第３節　府の災害事前対策  （略）  　第４　府の組織体制の整備  （略）  　３　大阪府災害警戒本部  〔組織〕  本部長　　知事  副本部長　副知事（３名）、危機管理監  本部員　　政策企画部長、報道監、危機管理室長、万博推進局長、総務部長、財務部長、スマートシティ戦略部長、府民文化部長、ＩＲ推進局長、福祉部長、健康医療部長、商工労働部長、環境農林水産部長、都市整備部長、大阪都市計画局長、大阪港湾局長、~~建築部長、~~会計管理者、教育長  （略）  ４　大阪府災害対策本部  （略） | 第１章　総則  第７節　原子力災害対策重点区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施  〔注記〕  本編における用語について  （略）  警戒事態・・・・・その時点では住民等への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における  異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリングの準備等を開始する必要  がある段階のこと。  施設敷地緊急事態・・原子力施設において住民等に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施  設周辺において緊急時に備えた屋内退避等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階のこと。  全面緊急事態・・・原子力施設において住民等に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響  を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階のこと。  （略）  第２章　原子力災害事前対策  第３節　府の災害事前対策  （略）  　第４　府の組織体制の整備  （略）  　３　大阪府災害警戒本部  〔組織〕  本部長　　知事  副本部長　副知事（３名）、危機管理監  本部員　　政策企画部長、報道監、危機管理室長、万博推進局長、総務部長、財務部長、スマートシティ戦略部長、府民文化部長、ＩＲ推進局長、福祉部長、健康医療部長、商工労働部長、環境農林水産部長、都市整備部長、大阪都市計画局長、大阪港湾局長、会計管理者、教育長  （略）  ４　大阪府災害対策本部  （略） |
| 〔組織〕  本部長　　知事  副本部長　副知事（３名）、危機管理監  本部員　　政策企画部長、報道監、危機管理室長、万博推進局長、総務部長、財務部長、スマートシティ戦略部長、府民文化部長、ＩＲ推進局長、福祉部長、健康医療部長、商工労働部長、環境農林水産部長、都市整備部長、大阪都市計画局長、大阪港湾局長、~~建築部長、~~会計管理者、教育長、警察本部副本部長  （略）  第６節　原子力災害医療体制等の整備  第１　原子力災害医療体制の整備  ７　府及び関係市町は、国の支援を得て、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、緊急時に公衆の被ばく線量の評価・  推定を迅速に行えるよう、甲状腺モニタ等の配備・維持管理、測定・評価要員の確保、測定場所の選定及び測定場所ま  での被検査者の移動手段の確保等、公衆の被ばく線量評価体制を整備する。  （略）  第７節　防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備  第１　放射線防護資機材の整備  府は、国及び関係市町と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備する。  第２　情報交換の実施  　府は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、放射線防護資機材について、国、関係市町及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行う。  （略）  第８節　原子力防災に関する知識の普及と啓発  （略）  第２　防災業務関係者の人材育成  　府は、国と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する、原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努めるものとする。また、国、関係市町 その他防災関係機関及び原子力事業者と連携して、次に掲げる事項について原子力防災業務関係者に対する教育、研修を必要に応じ実施する。  （略）  第３章　緊急事態応急対策  第６節　災害広報  （略）  第２　報道機関との連携  （略）  　１　緊急放送の実施  　日本放送協会（大阪~~拠点~~放送局）、民間放送事業者（朝日放送テレビ株式会社、朝日放送ラジオ株式会社、株式会社毎日放送、株式会社ＭＢＳラジオ、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、テレビ大阪株式会社、大阪放送株式会社、株式会社エフエム大阪、株式会社ＦＭ８０２）は、次の場合に緊急放送を行う。  （略）  　４　安否情報の提供  日本放送協会（大阪~~拠点~~放送局）は、安否情報の提供に努める。  （略）  第７節　防災業務関係者の安全確保  第１　防護対策  府は、必要に応じ管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な配置を図るよう指示する。  また、府は、関係市町や他の機関に対して、防災業務に従事する際の装備に係る情報を提供する。  （略）  第３　防災業務関係者の放射線防護に係る指標  　防災業務関係者（ただし、民間事業者及び他の法令等により線量限度が定められている場合を除く）の放射線防護に係る指標は次のとおりである。  （略）  第１０節　医療救護活動  第２　現地医療対策  　６　被ばく線量の把握  府、関係市町及び指定公共機関は、国とともに、原子力緊急事態宣言発出後、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、発災後１週間以内を目途に緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくの把握を、１か月以内を目途に放射性セシウムの経口摂取による内部被ばくの把握を行うとともに、速やかに外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査を行う。  （略） | 〔組織〕  本部長　　知事  副本部長　副知事（３名）、危機管理監  本部員　　政策企画部長、報道監、危機管理室長、万博推進局長、総務部長、財務部長、スマートシティ戦略部長、府民文化部長、ＩＲ推進局長、福祉部長、健康医療部長、商工労働部長、環境農林水産部長、都市整備部長、大阪都市計画局長、大阪港湾局長、会計管理者、教育長、警察本部副本部長  （略）  第６節　原子力災害医療体制等の整備  第１　原子力災害医療体制の整備  　　７　府及び関係市町は、国の支援を得て、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、緊急時に住民等の被ばく線量の評価・推定を迅速に行えるよう、甲状腺モニタ等の配備・維持管理、測定・評価要員の確保、測定場所の選定及び測定場所までの被検査者の移動手段の確保等、住民等の被ばく線量評価体制を整備する。  （略）  第７節　防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備  第１　放射線防護資機材の整備  府は、国及び関係市町と協力し、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備する。  第２　情報交換の実施  　府は、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、放射線防護資機材について、国、関係市町及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行う。  （略）  第８節　原子力防災に関する知識の普及と啓発  （略）  第２　防災業務関係者の人材育成  　府は、国と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する、原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努めるものとする。また、国、関係市町 その他防災関係機関及び原子力事業者と連携して、次に掲げる事項について被ばくの可能性がある環境下で活動する原子力防災業務関係者に対する教育、研修を必要に応じ実施する。  （略）  第３章　緊急事態応急対策  第６節　災害広報  （略）  第２　報道機関との連携  （略）  　１　緊急放送の実施  　日本放送協会（大阪放送局）、民間放送事業者（朝日放送テレビ株式会社、朝日放送ラジオ株式会社、株式会社毎日放送、株式会社ＭＢＳラジオ、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、テレビ大阪株式会社、大阪放送株式会社、株式会社エフエム大阪、株式会社ＦＭ８０２）は、次の場合に緊急放送を行う。  （略）  　４　安否情報の提供  　日本放送協会（大阪放送局）は、安否情報の提供に努める。  （略）  第７節　防災業務関係者の安全確保  第１　防護対策  府は、必要に応じ管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備・服用等必要な措置を図るよう指示する。  また、府は、関係市町や他の機関に対して、防災業務に従事する際の装備に係る情報を提供する。  （略）  第３　防災業務関係者の放射線防護に係る指標  被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者（ただし、民間事業者及び他の法令等により線量限度が定められている場合を除く）の放射線防護に係る指標は次のとおりである。  （略）  第１０節　医療救護活動  第２　現地医療対策  　６　被ばく線量の把握  府、関係市町及び指定公共機関は、国とともに、原子力緊急事態宣言発出後、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、住民等に対して、発災後１週間以内を目途に緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくの把握を、１か月以内を目途に放射性セシウムの経口摂取による内部被ばくの把握を行うとともに、速やかに外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査を行う。  （略） |